

(別記4)

需要に応じた生産拡大事業

第1 事業の内容

本事業は、畑作生産地域において、需要に応じた供給体制の構築に向けて、加工用ばれいしょや豆類等の安定生産を図るため、次に掲げる取組に必要な経費を補助するものとする。

1 豆類の複数年契約取引

豆類の安定生産を図るため、複数年契約取引の取組を支援。

2 ばれいしょの安定生産

種ばれいしょの供給不足によるばれいしょの減産を防ぐため、種ばれいしょの切増しにより作付面積を確保する農家の取組を支援。

第2 事業実施主体

本要綱別表1に掲げる事業実施主体は次に定める基準を満たすものとする。

1 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2 本要綱別表1の事業実施主体欄の1、3及び4の者については、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約があること。

3 本要綱別表1の事業実施主体欄の2の者については、第1の2の取組に限る。

4 法人等（個人、法人及び団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、畠地に作付けされている豆類（大豆、小豆及びいんげんに限る。以下別記4において同じ。）及びばれいしょ（種子用以外に限る。以下別記4において同じ。）。

2 成果目標

成果目標は、取組ごとに次に掲げる目標を1つ設定することとする。

（1）第1の1の取組を行う場合

- ・豆類の複数年契約取引数量を2.0%以上増加
- ・豆類の導入比率を2.0ポイント以上増加
- ・豆類の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加
- ・豆類の新品種の作付面積が豆類全体の作付面積に対して占める割合を4.0ポイント以上増加

（2）第1の2の取組を行う場合

- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加

3 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

第4 補助対象経費、補助率等

1 豆類の複数年契約取引

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 豆類（以下「補助対象品目」という。）の安定生産に向けた取組を推進するため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援する。
- (2) 補助対象となる契約取引は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。なお、事業計画申請時に契約の締結に至っていない場合には、契約締結を予定している内容を事業計画に記載するとともに、契約締結後、遅滞なく契約書を市町村長を経由して、都道府県知事に提出するものとする。
- ① 播種前に取引契約を締結していること。
 - ② 複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること。
 - ③ 契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること。（取引価格については、金額が明記されているものに限る。ただし、幅を持たせた価格を設定している場合にあっては、60kg当たり4,000円を超えない範囲内の価格幅となっているものに限る。）
 - ④ 受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること。（三者契約か否かは問わないものとする。ただし、三者契約ではない場合にあっては、三者間における豆類の売渡しと買入れに係る相互の関係を契約書上、明らかにするものとする。）
- (3) 補助率は、大豆については10a当たり1,400円、小豆及びいんげんについては10a当たり4,000円とする。また、補助対象額は、補助対象品目ごとに次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

$$= (\text{事業実施年産の補助対象となる契約取引数量} - \text{事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量}) \div \text{補助対象品目に係る地域の平均单収} \times \text{補助率}$$

2 ばれいしょの安定生産

本取組は、次の基準により補助する。

- (1) 補助対象経費は、種ばれいしょの切増しに係る労働費とする。
- (2) 補助対象面積は、事業実施年度作付用に供給された種ばれいしょの数量に基づいた作付面積を基準とし、基準からの增加分を補助対象面積とする。なお、事業実施年度の作付面積が前年度を上回る場合は、前年度作付面積と事業実施年度作付面積の差を補助対象面積の上限とする。
- (3) 補助率は、10a当たり5,000円とし、補助対象額は、次の計算式によるものとする。

「補助対象額」

$$= (\text{事業実施年度作付面積実績} - \text{事業実施年度作付用に供給された種ばれいしょの数量に基づいた作付面積※}) \times 5,000 \text{ 円} / 10a$$

※「事業実施年度作付用に供給された種ばれいしょの数量に基づいた作付面積」

$$= \text{事業実施年度作付用に供給された種ばれいしょの数量(Kg)} \div 200\text{kg} (\text{播種量 } 10a \text{ 当たり } 10 \text{ 袋(20kg入り)})$$

- (4) 本取組は、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種子用ばれいしょを用いた取組であることとする。
- (5) 本取組については、次期作に向けた調整作業等に時間を要し、かつ、緊急性が高いことから、令和3年12月21日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。
- ただし、令和3年12月21日以降の取組であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に上記取組の対象作物の栽培期間が終了しないものに限る。

第 5 実施基準

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により実施している又は既に完了している取組を補助対象とは認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 事業実施主体は、本事業の実施後においても第 3 の 2 の成果目標の達成に向けて、需要に応じた作物生産の取組を継続することとする。

第 6 実施手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、本事業の取組について、本要綱別記様式第 1 号別添②により事業実施計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 事業実施計画の都道府県知事への提出は、当該事業実施主体が所在する市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村の長とする。）を経由するものとする。
ただし、実施地区が、都道府県の区域等の広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができるものとする。
- (3) (2) の場合であって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶときは、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画を送付するものとする。
- (4) 市町村長は、(2) により提出された事業実施計画の内容を審査し、2 の (1) の審査基準に照らし適切と認めた場合は、本要綱別記様式第 2 号により市町村事業計画（以下「市町村計画」という。）を作成して、都道府県知事に提出するものとする。

なお、市町村が事業実施主体となる事業実施計画についても、市町村計画に記載するものとする。市町村計画の提出にあたっては、事業実施計画を添付するものとする。

- (5) 都道府県知事は、(2) のただし書により提出された事業実施計画及び(4) により提出された市町村計画の内容を審査し、2 の (1) の審査基準に照らし適切と認めた場合は、本要綱別記様式第 3 号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

都道府県計画の提出にあたっては、事業実施計画を添付するものとする。

2 事業実施計画の審査基準等

- (1) 市町村長及び都道府県知事は、第 6 の 1 の (4) 及び (5) の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体は、第 2 の要件を満たしていること。
 - イ 本要綱別表 2 の成果目標の基準を満たしていること。
 - ウ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
 - エ 当該市町村及び都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
- (2) 市町村長は (1) の基準に照らして適切な事業実施計画について、本要綱別表 2 の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、市町村計画にポイントを記載するものと

する。

- (3) 都道府県知事は（1）の基準に照らして適切な事業実施計画について、本要綱別表2の成果目標の基準により事業実施計画ごとにポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業実施計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の（5）により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。

ア 本要綱別表2の成果目標の基準を満たしていること。

イ 事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。

- (2) 農産局長は、（1）により報告のあった都道府県計画について、本要綱別紙の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額及び該当する事業実施計画を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、（2）の通知に基づき、都道府県計画のうち該当する事業実施計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

- (4) 都道府県知事は、（3）の通知に基づき、該当する事業実施計画を承認するものとする。

- 4 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。その際の手続は、予算額の配分を伴う場合を除き、1に準じて行うものとし、地方農政局長等の承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止

- (2) 事業実施主体の変更

- (3) 事業実施主体ごとに事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増

- (4) 事業実施主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を超える減

- (5) 成果目標の変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合にあっては、第1の2の取組を除き、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を本要綱別記様式第4号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届を地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) （1）のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとし、交付要綱第5の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) なお、第1の2の取組については、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付決定前着手届の提出に代えて、交付申請書に着手年月日を記載するものとする。

- (4) 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

- (5) 都道府県知事及び地方農政局長等は、（1）のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を本要綱別記様式第5号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業実施状況報告書の都道府県知事への提出は、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は1により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう助言又は指導を行うものとする。
- 4 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の9月末日までに本要綱別記様式第6号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、3の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、本要綱別記様式第7号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 事業評価シートの都道府県知事への提出は、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由するものとする。
ただし、事業実施地区が広域的な範囲に及ぶ場合にあっては、市町村長を経由せず、都道府県知事に提出することができる。
- 3 都道府県知事は、1により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成及び報告するよう指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の9月末日までに本要綱別記様式第8号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 5 目標年度において、都道府県知事は、1及び3により作成及び報告された事業評価シートの内容を検討し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を本要綱別記様式第9号により提出させるものとする。
なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うも

のとする。

- 6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を地方農政局長等に報告するものとする。
- 7 地方農政局長等は、4及び6により報告を受けた場合には、遅延なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、事業実施主体から成果目標の変更又は評価を終了する旨の記載がある改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更、又は評価を終了することができるとしている場合
 - ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 9 都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

第10 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- 2 都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。
また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第12 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」(平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知)により厳正に行うものとする。